

船体検査に関する事項

改正規則

鋼船規則 B 編

改正事項

船体検査に関する事項

改正理由

- (1) IACS 統一規則(UR)Z7 では、船体に関する船級検査の要件が定められており、定期検査における板厚計測に関する事項についても当該 UR に定められている。しかしながら、現行の UR においては、内部材の板厚計測が要求される船首尾タンクがバラストタンクのみなのか、その他の用途に使用されるタンクにも適用されるのか不明確であった。

そのため、IACS において議論され、バラストタンクとして使用される船首尾タンクにのみ内部材の板厚計測が要求される旨合意され、UR Z7(Rev.27)として改正された。

このため、UR Z7(Rev.27)に基づき関連規定を改めた。

また、鋼船規則等の総合見直しの一環として、規則の表現等がより明確になるよう見直しを行った。

- (2) 近年、空気の閉鎖装置の不具合に基づいた PSC による拘留状況を考慮し、現状検査において、空気の閉鎖装置の内部を検査する場合がある旨明確にした。

改正内容

- (1) 定期検査における船首尾タンクの内部材に関する板厚計測について、バラストタンクとして使用される船首尾タンクのみ要求されるよう改めた。
- (2) 年次検査における空気の閉鎖装置の現状検査について、空気の閉鎖装置の内部を検査する場合がある旨明確に規定した。

改正条項

鋼船規則 B 編 表 B3.2, 表 B5.8, 表 B5.10-1, 表 B5.10-2, 表 B5.15, 表 B5.21